

会 議 録

会議名	令和5年度 第4回 垂井町地域公共交通会議
日 時	令和6年1月19日(金) 13:30~14:30
場 所	垂井町役場 2階 協議会室
出席者	委員総数15名中、12名(うち代理3名) 事務局2名
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長あいさつ 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 垂井町地域公共交通計画(案)について (2) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 3. その他
議事要旨	<p>事務局： ただ今から、第4回垂井町地域公共交通会議を始めさせていただきます。はじめに、本会議の会長であります藤塚副町長より、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>会 長： あらためまして皆様こんにちは。本日も、大変お忙しい中、第4回垂井町地域公共交通会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本年もいろいろとお世話になりますがよろしく願いいたします。本年は、辰年ということで昇り龍に期待しているところでございますが、元旦の能登半島地震、翌日の航空機事故など新年早々痛ましい出来事が起きています。お亡くなりになられた方々、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。地震について、垂井町では震度3で被害はありませんでした。被災地の状況を見て、他人事ではなく職責の重さを改めて感じています。皆様におきまして日頃の備えをしっかりとお願いしたいと思います。現在の垂井町の被災地への支援活動の状況を紹介させていただきます。消防組合では、緊急消防援助隊ということで、4人1組の派遣を3回行っています。垂井町では、罹災証明の発行業務で1名の派遣を行っており、今後は家庭訪問の業務に1名、避難所運營業務で4名、水道管復旧業務で1名、廃棄物処理業務で2名の派遣を予定しており、町営住宅の提供や、義援金箱の設</p>

置など、できる限り災害支援を行ってまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。本日は次第の通り、協議事項を2つ予定していますので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、本日の会議の出席者数について、報告させていただきます。15名の委員数のうち、代理出席の方を含め、12名の方に出席をしていただいておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。本会議の会議は、設置要綱第6条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

会 長： それでは、次第の2つ目の協議事項に入りたいと思います。「垂井町地域公共交通計画(案)」について事務局より説明を求めます。

事務局： 企画調整課の高田でございます。失礼ながら座って説明をさせていただきます。最初に配付資料の確認をさせていただきます。事前配布しました資料1、資料2と、本日の配付資料が会議次第、配席図、委員名簿、資料3、地域公共交通確保維持事業と書いた1枚ものの国交省のカラー資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料1の垂井町地域公共交通計画案について説明いたします。2枚めくっていただいて、1-1ページ、第1章ですが、「1 計画策定の趣旨」としましては、現在の計画が令和5年度で計画期間の最終年度を迎えることから、社会情勢等の変化に対応しつつ、引き続き利便性の高い住民ニーズにあった地域公共交通を確保するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画として、「垂井町地域公共交通計画」を策定するものとなっております。計画の区域は、垂井町全域、計画期間は、上位計画である垂井町第6次総合計画と整合を図り、令和6年度～令和9年度の4年間とします。

2-1ページから3-3ページまでの第2章地域及び公共交通の現状について、そして、第3章旧計画の評価については、前回の

第3回会議で説明させていただいた内容が主な内容となっておりますので省略をさせていただきます。

続いて、第4章住民ニーズについてです。4-1、4-2ページには、令和2年度から令和5年度に、自治会や住民の方から役場へ寄せられた要望の件数、その内容が記載してあります。住民の方からは、バス停の新設についての意見が多くありました。4-3、4-4ページは、今年度、11月21日～12月5日に実施した巡回バス利用者へのアンケート結果でございます。回答者の9割の方が70代以上となっており、週1回以上の利用が46%となっており、目的の施設は、マックスバリュ、バロー、ヨシヅヤなど買い物施設が多くなっています。巡回バスを利用するための取組として良いものは？という質問には、「屋根やベンチ等を設置してバス停の環境が良くなる」の項目が最も多くなっています。

続いて、5-1ページ 第5章 地域公共交通の課題についてです。地域及び公共交通の現状や旧計画の評価、住民ニーズを踏まえ、町の地域公共交通には次のような課題があげられます。課題①として、移動ニーズに応じた公共交通サービスの見直しが必要です。巡回バスをご利用いただいている中で、停留所の増設や移設の要望が寄せられています。そして、利用の伸びているバス停がある一方、ほとんど利用の無い停留所もあります。また、高齢化により、自家用車による外出ができない移動制約者が一層増加すると予想されます。課題②として、使いやすさ・わかりやすさの向上についてです。高頻度利用者に利用しやすい環境の整備や、健康増進にも寄与するサービスが必要であり、また、普段あまり利用しない人や、初めて利用する人にもわかり安い情報提供を行う必要があります。公共交通の分野においても、デジタル技術の発達により、情報媒体などが高度化、多様化してきており、それらの情報技術を活用した情報提供が必要です。課題③として、持続可能な公共交通の維持についてです。運転手不足や労働環境の見直し、運行コスト上昇などの影響もあり、運行にかかる経費が増加傾向にあります。バス路線の見直し等による効率的な運行と、公共交通の利用促進が必要で

す。課題④として、住民・交通事業者・行政の連携・協働による取組の推進にいてです。公共交通はまちの形成に不可欠なライフラインであり、ほかの地域課題と同様に、住民、議会、行政が協働して取り組む必要があります。将来にわたって持続可能な公共交通を維持していくため、町と交通事業者、地域住民等が連携し、地域の課題の解決に取り組むことが求められています。

続いて、6-1ページ、第6章 垂井町が目指す公共交通の将来像についてです。垂井町が目指す公共交通の将来像は、上位計画、関連計画における公共交通の整備方針を踏まえて設定します。垂井町地域公共交通計画の上位計画は、垂井町6次総合計画であり、その中で、地域間移動の動脈となる巡回バスの利便性向上に向け、住民ニーズを反映した持続可能な運営の検討を行い、改善を図ることとしています。そして、将来の都市構造としまして、郊外住居ゾーンにおいて、人口減少により地域コミュニティの維持が困難となる恐れがあることから、公共交通の充実を図ることとしています。また、関連計画は、垂井町都市計画マスタープランであり、公共交通の整備方針として、JR垂井駅を拠点とした、巡回バス、タクシー等を含めた地域公共交通ネットワークを形成し、巡回バスについては、住民にとっての使いやすさとともに、受益者負担にも配慮した持続可能な運行を目指すと定めています。6-3ページ、6.2 地域公共交通の将来像と目標についてです。上位計画における将来都市像を基本とし、現況分析や調査結果等を踏まえ、垂井町における地域公共交通の将来像は旧計画を引き継ぐこととし、その実現に向けた目標は次のように定めます。目標の1つ目、高齢者等をターゲットとした公共交通体系の構築です。高齢者等の移動制約者やターゲットとし、日常生活の足として便利に利用できる公共交通体系を構築し、利用実績や要望を踏まえ見直しを行っていきます。目標の2つ目、誰もが公共交通を利用しやすい環境づくりです。高頻度利用者や乗り継ぎ利用者の運賃負担を軽減するため、利用しやすい運賃体系を整備します。決裁手段の多様化に対応するなど、デジタル技術の活用により利便性の向上を図ります。そして、バスの待合

環境の改善にも取り組んでまいります。目標の3つ目、情報発信の強化です。巡回バスに関する情報を様々な媒体を活用し広報します。バス情報のオープンデータ化を行い、経路検索サービスの拡大を促進し、利便性の向上を図ります。目標の4つ目、多様な主体との連携です。現在、取り組んでいる事業を継続し、町、交通事業者、関係団体、地域住民が連携し地域公共交通の検討や利用促進に取り組みます。6-4ページは、目指す地域公共交通のネットワークと各路線の位置付け・役割についてです。垂井町巡回バスは、地域間交通ネットワークである JR 東海道本線と垂井駅で接続し、主要な公共施設、病院、商業施設等を経由するなど利用者ニーズに沿った路線となっており、高齢者を中心としたマイカーを利用することができない住民が、通勤や通院、買い物などの日常生活を送るために極めて重要な手段で、今後も維持していく必要があります。これらの路線を「地域内フィーダー系統」に位置付け、持続可能な運行を実施していくために、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、持続的にサービスを提供できる公共交通を目指します。

続いて7-1ページ、第7章 事業計画についてです。地域公共交通に関する課題を解決し、目指すべき将来像を実現させるための目標は次のとおりです。7-2ページ、目標の1つ目、高齢者等をターゲットとした公共交通体系の構築です。高齢者等の移動制約者やターゲットとし、日常生活の足として便利に利用できる公共交通体系を構築し、利用実績や要望を踏まえ路線の見直しを行っていきます。目標の2つ目、誰もが公共交通を利用しやすい環境づくりです。高頻度利用者や乗り継ぎ利用者の運賃負担を軽減するため、利用しやすい運賃体系を整備します。決裁手段の多様化に対応するなど、デジタル技術の活用により利便性の向上を図ります。そして、アンケートでも要望が多かった、バスの待合環境を改善するため、ベンチ等の設置を検討してまいります。目標の3つ目、情報発信の強化です。巡回バスに関する情報を様々な媒体を活用し広報します。バス情報のオープンデータ化を行い、経路検索サービスの拡大を促進し、利便性の向上を図ります。目標の4つ目、多様な主体と

の連携です。町、交通事業者、関係団体、地域住民が連携し地域公共交通の検討や利用促進に取り組み、これまでの事業を継続して実施してまいります。7－8ページは、4年間の事業のスケジュールでございます。

8－1ページ、第8章 計画の進捗管理です。地域公共交通の将来像及び基本方針を踏まえ、評価指標を表のように設定します。目標年次は計画最終年度の令和9年度としますが、中間年においても各目標値の達成状況を確認していくこととします。指標1は、計画事業の実施により全体の利用者数をコロナ禍前の令和元年度の水準まで回復させることを目指し、令和元年度の利用者数の95%を目標値として設定しました。指標2は垂井駅北口、垂井駅南口、垂井駅西広場の乗降者数を合算した値。指標1と同様に令和元年度の利用者数の95%を目標値として設定。指標3は年間運行経費から年間利用者数を除した値で、人件費や燃料費の高により運行経費は年々増加しているものの、利用者数が増加することを期待し、現状と同水準を維持することを目指して設定しています。8－2ページ、計画の推進体制でございます。住民の移動ニーズは、人口の増減や高齢化の進行、医療施設・商業施設の新設・廃止などによって変化します。このニーズの変化に伴い、必要とされるサービスも変化するため、各種施策は適宜見直しを行い改善する必要があります。そのため、各種施策の見直しは、PDCAサイクルに沿って実施していきます。各年度においては、個別事業の推進状況を確認するとともに、評価指標の中間評価を行い、必要に応じ利用状況や住民意見等に基づく運行計画の見直しや、新たな事業の検討、スケジュールの見直し等を行います。計画最終年度である令和9年度は、個別事業の進捗状況の確認等に加え、評価指標の目標値による評価を合わせて行い、次期計画についての検討を行います。計画案の説明は以上でございます。

今後の予定についてですが、この後、パブリックコメントを実施し、令和6年3月上旬に当会議を開催し、最終案についてお計りいたしますのでよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

す。

会 長： 　ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

委 員： 　P2-16 運行系統の修正をお願いします。平成7年を大垣駅前～新垂井駅（安田病院前）、垂井駅～新垂井駅（安田病院前）に修正、平成8年を垂井駅前から垂井駅に修正、平成20年を前安久から安久に修正をお願いします。路線図の凡例はP2-12の図表の凡例は、P6-5の図表の凡例と同じにした方が整合が取れると思います。P7-4に「名阪近鉄バス」と「不破高校スクール線」の記載がありますが、不破高校スクール線も名阪近鉄バスが運営しているため、特に意図がなければ「名阪近鉄バス」を「稲葉線」をいれるとよいと思います。

事務局： 　ご指摘の通り修正します。

委 員： 　P6-4の表に実施主体の項目を追加してください。P5-1の課題1の4つ目に「町外からの来訪者の移動を円滑に図る」とありますが、もし具体的な解決策があれば計画に入れ込むとよいと思います。第7章で挙げられている事業の実施主体がすべて垂井町になっているため、地域住民や交通事業者などを追記し、関係者を明確にするとよいと思います。

事務局： 　P6-4と第7章についてはご指摘の通り修正します。観光については、観光目的で巡回バスを利用していただきたいこともあるため、事業の中に記載を検討したいと思います。

委 員： 　P5-2の課題3、P6-3の目標4、第7章の事業、運転不足の課題や目標、対策について記載していただけると、公共交通交通会議としてみんなで維持していくという取り扱いになるので、検討

いただきたいと思います。何らかの形で運転手不足についてみんなでも考えるということを入れていただきたいと思います。

事務局： 巡回バスでも運転手の高齢化が進んでいる状況なので、課題と目標を関連付ける形で記載します。

会長： その他、よろしいですか。ご意見いただきました箇所については、この後修正させていただきます。それでは、採決をさせていただきます。垂井町地域公共交通計画（案）について、皆さんご同意いただけますでしょうか。

委員： （異議なし）

会長： ご異論もないようでございますので、原案に基づいて計画を策定するという事で決定させていただきます。続きまして、令和5年9月で令和4年10月からの令和5事業年度が終了しましたので、その事業評価を行う「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価」について、事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、議事の（2）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価につきまして、まず制度のご説明をいたします。国交省のカラーの3枚ものの資料をご覧ください。本町の巡回バスは、国の地域公共交通 確保維持 事業の（1）陸上交通：地域内フィーダー系統補助という国の補助を受けて、運行をしております。右下の（2）交通不便地域の、②交通不便地域として、地方運輸局長等が指定する地域フィーダー系統に該当しております。その裏面をご覧ください。1の事業評価とは、本事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために実施状況等を振り返り評価するものです。2の流れとしまして、PDCAで回す中、今回の評価はチェック1の協議会が自ら行う一次評価に該当します。また、今年度は、3枚目の資料になりますが、地域公共交

通調査等事業ということで、国から補助を受けて、公共交通計画策定に取り組み、協議を行っているところです。

それでは、中部様式と書いた資料Ⅰをご覧ください。令和5年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（全体）でございます。2ページの1、Plan 協議会等が目指す地域公共交通の姿で、地域の特性と見直しの背景につきましては、平成27年10月の町巡回バスが現在の形で運行を開始しました。利便性の向上や庁舎移転による人の移動の変化に対応するため、令和2年に地域公共交通計画の改訂を行い、ルートの見直しなどを行ったところです。右図は、直近の令和5年4月改訂時のルート図になります。本計画では、高齢者にやさしい公共交通など四つの将来像と、四つの基本方針が定めてあります。次の3ページをご覧ください。2、Do 目標達成に向けた公共交通に関する主な具体的取組でございます。令和2年度以降さまざまな取組を行ってきましたが、直近では、(3)の利用促進で、令和5年度に高頻度利用者への負担軽減のため、1日乗車券を導入しました。次のページをご覧ください、(9)法定計画策定に向けた取組として、令和3年度に本協議会を法定協議会として移行し、今年度、法定計画策定に取り組み協議を進めているところです。次の5ページ、3Check 計画の目標の達成状況とその理由についての考察でございます。公共交通網評価の基本的な考え方は、JR垂井駅への乗り継ぎ利便性向上（巡回バスが地域間交通ネットワークであるJR東海道本線の垂井駅と接続する系統）と、サービスの充実と費用対効果のバランスを図り、バスの利用促進を図ることです。評価指標及び評価基準については、令和4年の第1回会議における、生活交通確保維持改善計画のときの計画段階での目標値でございます。次の6ページをご覧ください。令和5年事業の実績になります。1日あたりの利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、外出する人が増え、高齢化率の上昇もあり、4路線合計では達成できており、利用者数はコロナ以前の水準に回復しつつあります。参考として7ページに全体利用者がございま

すが、コロナ禍において、25,500人程度で横ばいに推移していましたが、令和5事業年度は26,866人となっています。6ページに戻っていただき、1人当たりの運行経費につきましては、人件費や燃料費の高騰等の影響で未達成となっております。次の8ページ、Act 計画目標の達成に向けた今後の取組方針の作成でござ

います。課題は、やはり、感染症の影響や人口減少による利用者数の減少でございます。引き続き、感染症対策と利用者への協力依頼を行うとともに、計画案でお示したとおり高齢者等をターゲットとし、誰もが利用しやすい環境をつくり、効率的に運行していくための法定計画の策定を進めていきます。次の9ページをご覧ください。直近2年間の2次評価の活用・対応状況でございます。本計画の法定化につきましては、予定どおり今年度策定し、令和6年度から法定計画としていきます。ニーズにあった路線やダイヤの見直しなど軽微なものについては、これまでどおり本協議会に諮り(はかり)ながら進めてまいります。次の10ページ 6、計画・評価の推進体制でございます。PDCAサイクルはこのようなスケジュールで行っています。協議会の実施状況は、今年度は、法定計画策定のため5回予定していますが、基本的には、年2回開催を予定しております。最後に、本日配付させていただいた資料3の別添1、別添1-2については、省様式というもので、中部様式の抜粋したものでございます。この二つの様式を国へ提出するものでございます。私からの説明は以上でございます。

会 長： 　ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。無いようですので、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を原案のとおり岐阜運輸支局へ提出することについて、皆さんご同意いただけますでしょうか。

委 員： 　(異議なし)

会 長： ご異論もないようでございますので、原案の内容にて岐阜運輸支局へ提出させていただきます。本日、皆様から頂戴しましたご意見を参考にいたしまして、垂井町の公共交通行政を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局へお返しします。

事務局： ありがとうございます。次第の3、その他でございますが、せっかくの機会でございますので、委員の皆様から何かございましたら、よろしくお願いいたします。

委 員： 運転手不足が深刻になっています。その中で運転手の待遇改善と物価上昇の対応ため乗合事業での運賃の値上げや貸切バスの運賃の値上げを行いました。最近では貸切事業の需要が回復してきましたが、運転手や車が足りないため対応が困難になりつつあります。今までは貸切バスの運転手を乗合バスに回し、両輪で公共交通維持してきましたが、貸切バスも維持していく必要があるため、公共交通の維持にも影響があるのではと危惧しています。貸切バスの需要が増えてきた中で、毎年イベントや学校行事への対応求められますが、県の教育機関等に平準化のお願いしてており、業界全体として平準化によって運転手を効率的に回していきたいと思えます。

委 員： 報道でもバスが廃止になるというニュースを聞くようになりました。運転手不足は東海地方の中では岐阜県が一番悪く、入社も少なく取り合いになっており、物流やタクシー業界も困っています。桑名市では消防士の方に定年後、バス運転手に移籍する協定が結ばれています。2024年問題で運転手が不足している中で、なんとか仕事を回そうとしているため過重労働気味になっているので、運転手のなり手があれば紹介をお願いします。赤十字の運転手の方も大型免許を持っているという紹介などいろいろなきっ

かけがあると思うのでご提案をいただけたらと思います。運賃の値上げなど運転手の待遇改善をしていく必要があります。2024年問題の労働時間の規制がある関係上で、最終バスを繰り上げざるを得ない地域もあり、ご協力いただきたいと思います。

委員： 2024年問題の説明をさせていただきます。今年の4月から労働条件が一般企業と同じになります。労働時間の上限が16時間から15時間、退勤から次の出勤までの休息时间も8時間から9時間となり、1人当たり1時間短くなることとなります。今いる人員でまかなえていたところが1人1時間減ることとなります。同じダイヤが運行できなくなる可能性があります。事業者ごとに状況が違うため対応も変わりますが、関係者の皆様には限られてた中でどうやって地域公共交通を整備していくかご検討いただけたらと思います。

事務局： 先ほど、計画の中での課題、運転手不足への対応というご指摘もいただきました。労働時間の規制もある中で公共交通を持続可能なものにしていく必要があるため、委員の皆様と情報共有させてもらい、連携しながら計画に反映して進めていきたいと思っていますので、これからもよろしくお願ひします。それでは以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてご説明ありがとうございました。

以上